

第4回岡山県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和7年8月19日（火曜日）午後1時00分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井2-6-41
ピュアリティまきび 白鳥
- 3 出席者

公益代表委員	片 山 裕 之 西 田 和 弘 長谷川 珠 子
労働者代表委員	小 橋 政 次 高 山 伸 男 西 崎 知 佳
使用者代表委員	石 黒 和 之 鶴 海 元 西 谷 治 朗
事務局 労働基準部長	政 木 隆 一
賃 金 室 長	黒 田 和 美
賃 金 指 導 官	中 本 弘 一
監 察 監 督 官	諏 訪 雅 浩
労災補償監察官	木 村 弘 之

4 議 事

中本指導官

ただ今より、第4回岡山県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は、委員全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしておりますことを報告いたします。

本日御審議いただきます議題について説明申し上げます。

(1) 岡山県最低賃金額審議
でございます。

それでは、部会長よろしく願いいたします。

片山部会長

本日も御苦勞様です。それでは第4回岡山県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので非公開とします。

それではまず、本日までの他局の金額改定状況について、情報があれば事務局より提供をお願いします。

黒田室長

昨日までの他局の結審状況について説明いたします。

把握した順番で申し上げますので、順不同ということでお許しください。

まず、Bランク、兵庫局 1,116 円、プラス 64 円、目安プラス 1 円、法定発効 10 月 4 日です。

Bランク、宮城局 1,038 円、プラス 65 円、目安プラス 2 円、法定発効 10 月 4 日です。

Bランク、奈良局 1,051 円、プラス 65 円、目安プラス 2 円、指定日発効 11 月 16 日です。

Cランク、鳥取局 1,030 円、プラス 73 円、目安プラス 9 円、法定発効 10 月 4 日です。

Bランク、福井局 1,053 円、プラス 69 円、目安プラス 6 円、法定発効、10 月 8 日です。

Bランク、石川局 1,054 円、プラス 70 円、目安プラス 7 円、法定発効 10 月 8 日です。

Bランク、三重局 1,087 円、プラス 64 円、目安プラス 1 円、指定日発効 11 月 21 日です。

Bランク、広島局 1,085 円、プラス 65 円、目安プラス 2 円、指定日発効 11 月 1 日です。

B ランク、富山局 1,062 円、プラス 64 円、目安プラス 1 円、法定発効 10 月 12 日です。

B ランク、島根局 1,033 円、プラス 71 円、目安プラス 8 円、指定日発効 11 月 17 日です。

B ランク、茨城局 1,074 円、プラス 69 円、目安プラス 6 円、法定発効 10 月 12 日となっています。

あわせて、お手元に追加で本日「消費者物価指数の対前年上昇率の推移」という資料をお配りしております。その資料説明をさせていただきたいと思います。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移ということで、月次、県別統計があり、今回の資料作成にあたりましては、岡山県統計分析課が発表しているデータのうち、10 大費目別の中分類の指数を使用しました。

各月に計上している数字は、消費者物価指数の対前年同月上昇率となっております。これは、発表されているデータをそのまま転記したものです。

右端から 1・2 列目の数字につきましては、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率です。期間を 10 月～翌年 6 月としているのは、最低賃金改定月から直近のものとしているためで、目安小委員会の全国データと揃えた期間、計算としたものです。計算方法も同じものを使用しております。

上段の全国は、目安小委員会の参考資料にある全国データを計上しています。これは、8 月 6 日開催の第 515 回本審で配布しました参考資料 No. 1-3 の 2 ページをそのまま転記させていただいております。

中段の B ランクは、目安のランク毎で集計された「持家の帰属家賃を除く総合」に関するものです。こちらは、厚労本省に確認した数値になります。

下段の岡山は、先ほど説明しました岡山県統計分析課の発表しているデータを使用して作成したものになります。

なお、全国欄で計上されています「頻繁に購入する品目」、「1 か月に 1 回程度購入する品目」、「基礎的支出項目」のカテゴリーの都道府県別の数値につきましては、公式発表されているデータからは計算できませんでした。

資料の説明は以上になります。

片山部会長

ありがとうございました。

ただ今説明がありました他局の金額改定状況や資料も参考としていただければと思います。

それでは、前回に引き続いて金額審議に入りたいと思います。
前回までの労使それぞれの金額提示額を確認しておきます。
まず、労働者側が 73 円、使用者側が 48 円となっております。
前回の金額提示を経て、その後の労使の意見を伺いたいと思います。
打ち合わせの時間は必要でしょうか。

使用者側委員 はい。

片山部会長 どのくらい必要ですか。

使用者側委員 15 分お願いします。

片山部会長 では、1 時 25 分まで打合せとさせていただきますと思います。

1 時 25 分再開とさせていただきますので、労使委員の方は別室で打合せをお願いします。

時間になりましたら労側委員の方は入室をお願いします。

傍聴の方、報道機関の方も一旦御退室をお願いいたします。
全体会議再開時には、改めて御案内いたします。

黒田室長 事務局で控室に御案内いたします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

片山部会長 それでは再開します。これより公労使の全体会議を始めます。
先ほど労使それぞれから御意見がありました。その概要を簡単に説明させていただきます。

結論から言いますと、労側は依然 73 円、使側 48 円という状況でしたが、双方とも歩み寄りについては悩んでいるが、数字については据え置くと、そういう結論になっています。

まず、労側の理由について説明いたしますと、中央から出されました公益委員見解にもありましたが、物価水準、「持ち家の帰属家賃を除く総合」の直近の消費者物価指数の上昇要因を重視すべきであり、その中でもその寄与度をみると、食料及びエネルギーの寄与が全体の 7 割を占めていて、そこを重視する。今回提出のあった資料、消費者物価指数の対前年同月上昇率の推移をみると、2025 年 6 月の食料の物価上昇率、全国平均が 7.2%であり、さらに 1 月から 6 月の平均の食料の物価上昇率をみても 7.16%である。こういった米とか食料の価格というのは、現状で

は今後下がることはなかなか期待できないのではないか。それから、エネルギーについても、今後問題が解決する見通しはなく、価格上昇は止まらないのではないかと、そういった理由も言われていました。

全国はそうなのですが、岡山を見ても、岡山の 2025 年の食料の物価上昇率、2025 年 6 月を見ますと 8.1%で、昨年 10 月から 6 月の平均を見ても 7.9%と、全国平均以上の上昇率となっており、こういった数値を踏まえると、今、提示している 73 円よりも高い数字になるということです。

それから、別の観点から、他局の鳥取を見ますと、鳥取は 64 円の目安でしたが、今回プラス 9 円で、73 円の引上げとなっており、もし、岡山が目安どおり 63 円で決まった場合は、鳥取との差は 15 円となり、10 円以上も差が詰まるとそういったことになります。そういった地域間格差を踏まえると、やはり、現在の数字について、歩み寄ることについて悩んでいるというお話でした。

それから、発効日についても、いつも例年どおりの流れですと 10 月 1 日発効になる予定ですが、本日結審しても 10 月 16 日発効になり、例年より遅い状況になります。さらに、中央の見解でもありましたが、発効日については、地域別最低賃金改定の趣旨も踏まえ、10 月 1 日等の早い段階で発効すべきである。就業調整の影響の懸念もあるものの、それを理由に就業調整と関係のない最低賃金近傍の労働者の賃上げを遅らせるべきではないという考えを重視し、発効についても法定発効日で行くべきだと、そういった意見が労側からありました。

続いて、使側の理由になりますが、もちろん、賃上げ上昇の流れとか、そういったことをしなければいけないのは、当然、従業員のためでもありますから理解はできるけれども、ここ数年の賃上げの上昇の中で、現実的に給与を支払う能力がない。特に組合のない零細企業については本当に深刻な問題となっている。

また、この地域別最低賃金は地域で決めるべきであって、中央の目安どおりとか、中央の目安に影響を受けるのではなくて、地域の特徴、地域の実情を踏まえた議論がなされるべきである。使側のこれまで提示した数字というのは、岡山県の数字、岡山県の数値を根拠としたものである。また、使側が出している 48 円という数字でさえ影響率は 23%になるわけで、影響率が高ければ高いほど、扶養の問題の関係から労働者が就業調整をせざるを得ず、結局、就業日数を減らすことになり、経営者、企業に悪影響を与えることになると、そういったことも加味しなければならない。

また、労側は物価上昇が一時的に大きく上がる点を重視して賃上げに反映させるという話をするけれども、物価上昇、また、食料価格の上昇というのは下がることもあるけれども、賃金というのは一度上げると下げることはできない、そういったことも加味して議論をすべきだといった意見がありました。

最後に、発効日について、賃上げによって、それを踏まえた企業の負担、制度を変えるという企業の負担、それは相当なものであって、なるべく遅い日を発効日にすべきだと、そういった意見がありました。

労使からありました概要については以上になります。

補足等はよろしいでしょうか。

(特になし)

片山部会長 今の状況ですと、お互い据置きということで、相当数字にも隔たりがある状況です。

なかなか硬直化しているという状況なのですが、今後の進め方についていかがいたしましょうか。何か御意見等ございますでしょうか。

労働者側委員 再度打合せをさせていただければと思います。

片山部会長 使側はいかがですか。

使用者側委員 もう一回打ち合わせするんですか。

労働者側委員 もう一度打合せをさせてください。

片山部会長 では、打合せをして、まずは労側の方から御意見をいただくという二者協議という形でよろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長 時間はどのくらい必要でしょうか。

労働者側委員 15 分くらいお願いします。

片山部会長 では、2 時 45 分まで打合せとさせていただいて、労側の方からお入りいただき、二者協議という形で再開したいと思います。

皆様控室の方へ移動をお願いします。

傍聴の皆さん、報道関係の皆さんも一旦退室をお願いします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

片山部会長

それでは、これより公労使の全体会議を始めます。

先ほど労使それぞれから金額提示がございました。その金額、根拠について簡単に概要を説明させていただきます。

まず、労側からの金額提示としては 73 円から 2 円減額の 71 円の提示がありました。

具体的な根拠としては、連合岡山発表の資料になりますが、300 人未満の 66 中小組合の定昇相当込み賃上げ計が 11,965 円で、この 11,965 円を連合リビングウェイジの稼働時間の平均時間 165 時間で割りますと 72 円になります。さらに、労側としては歩み寄りの姿勢を示して、更に 1 円減額し、71 円の提示がありました。

これに対し、使側の方からは、まず、労側の意見に対しては、300 人未満の中小組合、66 組合の数字を使われているけれども、300 人未満の組合がある会社というのは中小規模の企業であって、10 人とか、20 人とか、組合員がいない零細企業の数値も反映させるべきではないかといった意見がありました。

それから、先ほど全国平均労働時間の 165 時間で割るという話がありましたが、正確にはこの 300 人未満の 66 組合の平均の稼働時間を分母にして割るべきであって、正確な数字ではないのではないかと、そういった意見もありました。

一方で、使側の方からの金額提示ですが、まず、結論としては、前回 48 円の数字からプラス 10 円の 58 円のアmount提示がありました。これは歩み寄りの観点からの最大限の数字であるということです。

根拠としては、いわゆる影響率を見ますと、58 円増額した場合の影響率が 24.8%、一方で 59 円増額した場合は 25.5%と、ここで影響率が跳ね上がります。企業として、使側としての限界の数字としてはプラス 10 円の 58 円、こういった説明がありました。

その他の公益委員のみなさんから、何か補足はありませんか。

(特になし)

片山部会長

確認ですけれども、現状では、労側から 71 円、使側から 58 円の提示がありました。

今後の進行で何か御意見等はありませんか。

(特になし)

片山部会長 例えば、これは公益委員の1つの意見なのですが、先ほど
労側から説明のあった賃上げ結果について、使側から正確な情
報が反映されていないんじゃないかとか、そういう意見等もあ
ったと思いますので、例えば、労使で突き合わせて、1回そうい
う話合いの機会を設けてみるのもいいのかなと思っていますけ
ども。その辺はいかがでしょうか。

労働者側委員 一度、労使で話合いをしたいと思います。

片山部会長 よろしいですか。
使側は労使間協議いかがでしょうか。

使用者側委員 話合いをしますか。

使用者側委員 一度、話をしてみましようか。

片山部会長 一度、労使間協議ということでよろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長 では、協議を終了されましたら待機している事務局員に伝え
ていただきたいと思います。
 労使委員の皆様は別室の方に移動をお願いします。
 傍聴の皆さん、報道関係の皆さんもお手数ですが一旦退室を
お願いします。

(労使別室にて労使協議)

(協議後、労使双方委員入室)

片山部会長 それでは再開します。
 労使協議の報告をどちらからでも構いませんので代表してお
願いします。

労働者側委員 労使協議をしたのですが、話は平行線のままでまとめること
はできませんでした。結論は以上です。

片山部会長 使側の方から補足等ありませんか。

使用者側委員 その通りです。

片山部会長 本日はいろいろと御意見をお聞かせいただきました。
まだ議論が必要であると考えまして、今年度は金額審議に加え、発効日についてもこれまでよりも更に議論を重ねる必要がありますので、もう少し協議が必要と考えています。

ですので、次回、明日、第5回専門部会において、できれば労使双方の歩み寄りを期待しまして、本日の金額審議は終わりたいと考えております。御意見はございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長 事務局から何かございますか。

黒田室長 特にございません。

片山部会長 それでは、本日はこれを持ちまして第4回岡山県最低賃金専門部会を終わります。次回は、明日8月20日水曜日、13時から、第一セントラルビル2号館、8階アースで開催いたします。よろしくお願いします。本日はお疲れさまでした。